

## 有床診療所に対する規制の見直し(医療法)

- 有床診療所のこれまで果たしてきた役割や今日提供している医療の状況等を踏まえ、48時間の入院期間制限規定を廃止する。
- 上記規定の廃止に伴い、患者の緊急時に対応する体制確保の義務づけや医療従事者の配置等の情報開示を行わせるとともに、医療計画の基準病床数制度の対象とする。

### 有床診療所(一般病床)の現状

- ・ 48時間の入院期間制限
- ・ 人員配置標準の規定なし
- ・ 医療計画の基準病床数制度の対象外

#### (問題点)

- ・ 有床診療所には、へき地等における入院施設や高度な手術を行う施設など、様々な機能を果たすものが存在するため、48時間規制を一律に課すことが適当ではない
- ・ 一般病床における実際の平均在院日数が16.6日(平成14年「患者調査」となっており、規制と実態が合っていない)

※ 有床診療所の療養病床は、長期入院を対象とする病床であるため制度が異なる(入院期間制限なし、人員配置標準の規定あり、医療計画の基準病床数制度の対象)

### 改正内容

- ・ 48時間の入院期間制限規定の廃止
- ・ 他の医療機関の医師との連携等、患者の緊急時に対応する体制確保を管理者に義務づけ  
→ 一層の医療安全の確保
- ・ 医療従事者の配置等一定の情報について、
  - 医療情報の都道府県への届出制度の届出対象
  - 院内掲示の義務づけ→ 情報開示を通じた医療の質の確保
- ・ 原則、医療計画の基準病床数制度の対象
  - (対象) 新制度施行後に新設されるもの
    - ※ 既設の有床診療所の一般病床については、
      - ・ 新たに許可を得ることは求めない
      - ・ 政令で定める日までの間は既存病床数に含まない。  
(政令制定時期については現段階で未定)
    - ※ 新設する診療所の一般病床のうち、届出で設置するものについては、知事の勧告の対象とはしない。既存病床数には含まれる。

## 今後の有床診療所の位置付けについて（政省令改正）

- 有床診療所の病床については、今般の医療法改正で入院に係る48時間規制が撤廃されるとともに、病院の病床と同様に基準病床数制度の対象とされたところ。
- 一方、在宅医療や産科など地域において特に必要とされる有床診療所が今後も円滑に整備されるよう、措置する必要がある。

### 【見直しの内容】

- 新たに、地域において必要とされる以下の機能を持つ有床診療所の一般病床については、病床過剰地域においても設置できるよう措置する。
  - ア 在宅医療の推進のため必要とされる有床診療所として医療計画に記載されるもの
  - イ へき地において医療を提供する有床診療所として医療計画に記載されるもの
  - ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載されるもの
- 上記ア～ウの診療所の一般病床については、届出制とする。

【施行期日】平成19年1月1日

※医療計画に記載予定のものについては、都道府県医療審議会の議を経ることとする旨を通知する予定。

〈 法 律 〉

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）</p> <p>五 一般病床（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のもをいう。以下同じ。）</p> <p>3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合にお</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）</p> <p>五 一般病床（病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>3 診療所に療養病床を設けようとするとき、又は診療所の療養病床の病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合にお</p>

いて、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等及び一般病床の数）のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八（略）

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、第三十条の三第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計

いて、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、診療所の療養病床を含む。）の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八（略）

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の療養病床の設置の許可又は診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、第三十条の三第四項の厚生労働省令で定める標

画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

355 (略)

6 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるもの又は日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

第十三条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない。

第三十条の三 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域

準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る療養病床の設置若しくは療養病床の病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

355 (略)

6 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるもの又は日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床の病床数を増加しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

第十三条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。ただし、療養病床に入院している患者については、この限りでない。

第三十条の三 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除き、診療所の療養病床を含む。）の整備を図る

的単位として区分する区域の設定に関する事項

二〇九 (略)

三〇一三 (略)

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

べき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

二〇九 (略)

三〇一三 (略)

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の療養病床の設置若しくは診療所の療養病床の病床数の増加に関して勧告することができる。

未定稿

医療法施行令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

○医療法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>第三条（略） （削る）</p> <p>（診療所の病床設置の届出）</p> <p>第三条の二 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けないで診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから十日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けないで病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更した者は、当該変更をしたときから十日以内に、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものと</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 刑事施設、少年院又は婦人補導院の中に設けられた診療所については、法第十三条の規定は適用しない。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 診療所に療養病床を設けた者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものと</p>
---	--

する。

<p>第三条の二</p>	<p>当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。</p>	<p>主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならぬ。</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び次条において同じ。）に届け出なければならぬ。</p>	<p>主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならぬ。</p>

第四条の六 (略)

2 法第七条の二第六項に規定する政令で特に定める場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所

する。

<p>第四条第一項</p>	<p>当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び次条において同じ。）に届け出なければならぬ。</p>	<p>主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならぬ。</p>
---------------	---	-----------------------------------

第四条の六 (略)

2 法第七条の二第六項に規定する政令で特に定める場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所

に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとする場合であつて、病院又は診療所の病床の種別ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床（病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床）の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いずれも〇・〇五以下であるときとする。

第五条の三 (略)

2 (略)

3 (略)

4 法第三十条の三第六項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

第五条の四 法第三十条の三第七項に規定する政令で定める申請は、同項に規定する厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

2  
3 (略)

に療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床に係る病床数を増加しようとする場合であつて、病床の種別又は診療所の療養病床に係る病床ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床（病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床又は診療所の療養病床に係る病床）の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いずれも〇・〇五以下であるときとする。

第五条の三 (略)

2 (略)

3 (略)

4 法第三十条の三第六項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床に係る病床数の増加の許可の申請とする。

第五条の四 法第三十条の三第七項に規定する政令で定める申請は、同項に規定する厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床に係る病床数の増加の許可の申請とする。

2  
3 (略)

○日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十一条（略） 一～四十一（略） 四十二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第 三条及び第四条の五 四十三～四十八（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十一条（略） 一～四十一（略） 四十二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第 三条第一項及び第四条の五 四十三～四十八（略） 2（略）</p>

改 正 案

現 行

（他の法令の準用）  
 第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

（他の法令の準用）  
 第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～四十八 （略）

一～四十八 （略）

四十九 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、

四十九 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、

第三条及び第四条の五

第三条第一項及び第四条の五

五十～六十三 （略）

五十～六十三 （略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

医療法施行令第四 条の五の表第三 条の二の項及び第 四 条第二項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学法人
		当該病院、診療所又は助産所の開設者である国立大学法人

医療法施行令第四 条の五の表第四 条の五の表第四 条第二項の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所の開設者である国立大学法人
		当該診療所の開設者である国立大学法人

3  
（略）

3  
（略）

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）                      第十六条（略）                      一～三十三（略）                      三十四 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第                      三条及び第四条の五                      三十五～四十二（略）                      2                      （略）</p>	<p>（他の法令の準用）                      第十六条（略）                      一～三十三（略）                      三十四 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第                      三条第一項及び第四条の五                      三十五～四十三（略）                      2                      （略）</p>

○独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）            第十四条（略）</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第三            条及び第四条の五</p> <p>十五～十六（略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>（他の法令の準用）            第十四条（略）</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第三            条第一項及び第四条の五</p> <p>十五～十六（略）</p> <p>2～3（略）</p>

未定稿

新旧対照条文(案)

○医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法第七条第三項の規定によつて病床の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(当該許可の申請が一般病床のみに係るものである場合には、第三号に掲げる事項に限る。)を記載した申請書を当該診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 医師、看護師その他の従業者の定員</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号に掲げる施設及び第二十一条の四第一項に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三 病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数</p> <p>6 診療所に病床を設置した者が、法第七条第三項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項各号に掲げる事項(当該許可により一般病床のみを有することとなる場合においては、第三号に掲げる事項に限る。)とする。</p> <p>7 法第七条第三項に定める厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載される診療所に一般病床を設けようとするとき。</p> <p>二 へき地に設置される診療所として医療計画に記載される診療所に一</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法第七条第三項の規定によつて療養病床の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 医師、看護師その他の従業者の定員</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号に掲げる施設及び第二十一条の四第一項に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三 療養病床の病床数及び療養病床に係る各病室の病床数</p> <p>6 診療所に療養病床を設置した者が、法第七条第三項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項各号に掲げる事項とする。ただし、同項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、病室の病床数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。</p> <p>7 前項の者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ事項は、第五項第三号に掲げる事項(前項ただし書に規定するときに係るものに限る。)とする。</p>

一般病床を設けようとするとき。

三 前二号に規定する診療所のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として医療計画に記載される診療所に一般病床を設けようとするとき

四 前各号に規定する診療所に一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、一般病床の病床数を變更しようとするとき。

五 診療所に療養病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床に係る病室の病床数を減少させようとするとき。

8| 前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当し、診療所に一般病床を設けた者が、令第三条の二の規定により、都道府県知事に届け出なければならぬ事項は、第五項第三号に掲げる事項とする。

9| 第七項第四号又は第五号に掲げる場合に該当し、法第七条第三項の許可を受けずに一般病床の病床数又は療養病床に係る各病室の病床数を減少させた者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ事項は、第五項第三号に掲げる事項とする。

第二条の二 都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たっては、介護保険法（平成九年

第二条の二 都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の療養病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たっては、

法律第二百二十三号)の規定による介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

第三十条の三十二の二 法第三十条の三第七項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所の病床並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床(高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床に限る。)

二 専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

三 専ら周産期疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の当該機能(母体胎児集中治療管理又は新生児集中治療管理に係るものに限る。)に係る病床

四 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の当該機能(発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なりハビリテーションに係るものに限る。)に係る病床

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

第三十条の三十二の二 法第三十条の三第七項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院の病床並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の病床(高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能に係る病床に限る。)

二 専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の病床

三 専ら周産期疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の当該機能(母体胎児集中治療管理又は新生児集中治療管理に係るものに限る。)に係る病床

四 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の当該機能(発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なりハビリテーションに係るものに限る。)に係る病床

五 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床

六 (略)

七 神経難病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

八 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

九 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

十 後天性免疫不全症候群に関し、診療及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

十一 (略)

十二 (略)

十三 薬事法第二条第十五項に規定する治験のうち、患者以外の被験者に対する臨床試験を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

十四 (略)

2 (略)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとす

五 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院の当該機能に係る病床

六 (略)

七 神経難病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院の当該機能に係る病床

八 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院の当該機能に係る病床

九 病院の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院の当該機能に係る病床

十 後天性免疫不全症候群に関し、診療及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院の当該機能に係る病床

十一 (略)

十二 (略)

十三 薬事法第二条第九項に規定する治験のうち、患者以外の被験者に対する臨床試験を行う病院の当該機能に係る病床

十四 (略)

2 (略)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の第三十一項に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとす

る。

一〇五(略)

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、

隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加、病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 (略)

る。

一〇五(略)

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、

隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 (略)